

平成30年4月9日

医学専攻各講座等教授  
保健学専攻各主任  
各診療科長  
各中央施設等の長 殿  
看護部長  
(各病棟等看護師長)

医学系研究科長  
附属病院長

平成30年度4月期職員特別定期健康診断（問診票による  
事前調査）の実施について（通知）

標記について実施しますので、貴下所属の「ルミネスバッジ着用者」、「R I 業務従事者」、「エックス線発生装置使用者」へ別添「問診票」を配付、取りまとめのうえ、**4月20日(金)までに担当あて**提出願います。

なお、大学院生及び前回当健診実施以降に放射線業務を開始された方にも「問診票(大学院生・新規用)」を同様にとりまとめのうえ、提出願います。(用紙は適宜コピーして使用願います。)

この健康診断は、秋田大学職員安全衛生管理規程により受診が義務付けられており、実施に先立ち、「問診票」の内容に基づき、産業医が「健診」の要不要について判断します。**問診票は省略できません。**

また、産業医が「健診」が必要であると判定した場合には、後日日程等をお知らせします。

※注意事項

- (1) 前年度中の総被ばく量が把握できる方は、基本的に問診票を提出するだけで結構です。しかし、問診票の内容により、産業医が「健診」が必要と判断する場合があります。
- (2) 前年度の総被ばく量が不明な方（測定漏れの月があった方）や、前回当健診実施以降に放射線業務を開始された方は、問診票の提出とともに、受診対象となります。
- (3) 問診票を期日までに提出しない場合は、受診対象となります。
- (4) 健診が必要と判断されたにも関わらず受診しなかった場合は、私費受診のうえ、その結果を提出するまでバッジの配付を停止します。

【担当：総務課職員・安全管理担当 内線6275】